

令和4年7月29日

保護者のみなさまへ

徳島県立阿波西高等学校長

水難事故防止に向けた注意喚起の徹底について（お願い）

先日、県内の河川において高校生が亡くなる水難事故が発生しました。尊い命が事故によって失われたことは、痛恨の極みであります。

学校においては、第1学期終業式後の諸連絡で、生徒に対して水難事故防止について指導しましたが、ご家庭におかれましても、水難事故防止について、改めて注意喚起の徹底をお願いいたします。

（文部科学省）令和3年7月15日付事務連絡

夏休み期間における河川水難事故防止の普及啓発についての協力願い

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/104854.pdf> および

（消費者庁）令和3年7月7日付公表資料

もうすぐ夏本番!外出先での子どもの水の事故に御注意ください!

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_051/ より

【概要】

（海についての注意点）

①海水浴場の利用について ②海で泳ぐ際の注意点 ③海での離岸流について

④釣りをする際のライフジャケット着用について

（川についての注意点）

①滑りにくく脱げにくい履物とライフジャケット着用について

②川の上流の天候、ダムの放流についての注意

（ため池・用水路についての注意点）

・立入禁止には立ち入らない

（プールについての注意点）

①プールサイドからジャンプについての注意点

②遊具や台などの下にもぐらないこと ③体調の管理について

◆不開設海水浴場について

徳島県内には6か所の公営海水浴場があり、令和4年度はそのうちの3か所（月見ヶ丘海水浴場、小松海水浴場、田井ノ浜海水浴場）が不開設となることが決まっています。

不開設海水浴場には、いわゆる海の家が開設されないことから、熱中症の増加が懸念されるほか、監視員やライフセーバー等が配置されないことから、水難事故の発生が懸念されます。

児童生徒に不開設海水浴場における遊泳の危険性について、指導をお願いします。